

15 第 64 条の 13《通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益》関係

【新設】（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益等に係る取扱いの準用）

2-56 法第 64 条の 13《通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益》の規定の適用に当たっては、2-40《通算制度の開始に伴う時価評価資産等に係る時価の意義》及び2-43《時価評価資産から除かれる資産の範囲》から2-45《時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額》まで並びに2-48《支配関係がある場合の時価評価除外法人となる要件に係る従業者の範囲及び主要な事業の判定》の取扱いを準用する。

【解説】

- 1 グループ通算制度では、通算承認の効力を失う通算法人（初年度離脱通算子法人（令 24 の 3）など一定の法人を除く。以下同じ。）が一定の要件に該当する場合には、その通算法人の通算終了直前事業年度（その効力を失う日の前日の属する事業年度をいう。）終了の時に有する時価評価資産について時価評価損益（その時の帳簿価額とその時の価額との差額をいう。）の計上を行うこととされている（法 64 の 13①、以下「本制度」という。）。
- 2 ところで、グループ通算制度に固有の時価評価としては、本制度のほかに、グループ通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益（法 64 の 11）及びグループ通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益（法 64 の 12、以下この 2 つの時価評価を「両制度」という。）があるが、両制度では、「時価の意義」をはじめとする取扱いについて、前者の時価評価にあってはグループ通算通達 2-40《通算制度の開始に伴う時価評価資産等に係る時価の意義》から2-46《株式等保有法人が有する子法人の株式等の時価評価損益》までの定めを、後者の時価評価にあってはグループ通算通達 2-47《通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益に係る取扱いの準用》から2-55《通算法人が他の通算グループに加入する場合の通算子法人株式の投資簿価修正と加入の時価評価の適用関係》までの定めをそれぞれ置いている。
- 3 このように、本制度も両制度と同様、いわゆる時価を用いて計算を行う旨を定めた規定であるところ、両制度に係る取扱いとして定めている上記 2 の各通達のうち本制度でも同様の取扱いとなるものを準用することとしている。本通達において、このことを明らかにしている。